

別表1（第3条第1項第1号関係）

試験機器等設備使用料

10 釧路水産試験場

名称	使用料	
	1台1時間以内の使用にかかる使用料の額	1時間を超える使用のときのその超える使用に係る1台1時間ごとの使用料の額
1 ミートチョッパー	5,030円	80円
2 フードカッター	4,960円	10円
3 魚肉採取機	5,050円	100円
5 スライサー	5,020円	70円
6 伸展機（ローラー）	5,080円	130円
9 裂機	5,080円	130円
10 マスコロイダー	5,330円	380円
11 伸展機	5,110円	160円
14 ミキサー	5,140円	190円
15 斜軸ニーダー	5,340円	390円
16 真空凍結乾燥機	5,890円	940円
17 急速液体凍結機	5,210円	260円
18 小型調理殺菌装置	5,660円	710円